

書

様

仕

排水路清掃業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、排水路清掃業務受託者の業務について、その業務要領を定める事を目的とする。

2. 委託業務の履行

要求された排水路機能を十分に達成できるよう、仕様書及び契約書に基づき、委託業務を円滑に履行する事。

3. 委託業務の場所

別紙図面のとおり

4. 委託業務の内容

- (1) 排水路周辺除草・収集・運搬・処分
- (2) 排水路内清掃
- (3) 排水路内汚泥と散在塵芥を分別し、各々積込・運搬・処分

5. 業務の完了及び検査

業務が完了した際は速やかに竣工書類を作成し、業務完了報告書と共に監督員へ提出する事。また、検査員の求める完了検査に応じる事。

6. 汚泥処理の取り扱いについて

本業務にて発生する建設汚泥については、道路その他を汚染する事の無いよう密封型運搬車両を使用し、各県知事の認める指定処理施設に搬入を行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき適正に処理を行う事。また、以下の書類を竣工書類に添付する事。

- (1) 産業廃棄物搬出量調書
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し

7. 汚泥処理の外部委託について

建設汚泥の運搬・処分に関する業務を外部業者等に委託する場合は、産業廃棄物処理委託契約を結ぶ事。また、委託契約後速やかに以下の書類を監督員に提出する事。

- (1) 産業廃棄物運搬収集・処分業許可証の写し
- (2) 産業廃棄物処理委託契約書の写し

8. 委託業務中の安全管理

委託業務中は作業従事者並びに第三者への適切な安全策を施し、災害発生の防止に努める事。また業務を行うにあたり、一般交通に支障を及ぼす場合は、監督員と協議の上、警察署等へ道路使用許可を申請し、適切な交通規制において業務を実施する事。申請に要する書類は委託業者において作成を行う事。

特　　記　　仕　　様　　書

排出ガス対策型建設機械使用の原則化

1. 当工事における使用機械のうち排出ガス対策型と表示したものは原則として、それ以外の機械の使用は認められないので留意すること。
2. 排出ガス対策型建設機械の調達が困難である場合は、理由書を提出し、その理由が妥当であるか監督員と協議し決定する。（請負者の都合による場合は不可）この場合変更契約の対象工事とする。
3. 現場代理人は、排出ガス対策型建設機械を使用する場合、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。
4. 請負者は、施工計画書に排出ガス対策型建設機械の機械名、規格等を記載し、監督員の確認を受けること。
5. 施工中の確認及び工事写真
 - イ) 指定ラベルが添付されていること。
 - ロ) 形式名が指定一覧表に記載されていること。
6. その他、疑問点がある場合は監督員と協議し決定するものとする。

交通誘導員（有資格者）の配置について

このことについて、警備員の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）及び平成19年2月22日付け茨城県公安委員会告示第3号より、指定された路上で平成19年9月1日以降に工事（業務）を行う場合、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上の有資格者を配置することが規定されたので、茨城県土木部で発注する工事（業務）について下記のとおり通知したので、参考に送付します。

記

1 対象路線について

平成19年2月22日付け茨城県公安委員会告示第3号で指定された路線（別紙参照）

2 交通誘導員（有資格者）の配置について

対象路線で平成19年9月1日以降に工事（業務）に関する交通規制を行う場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上の有資格者を配置すること。

3 交通誘導員の積算上の取扱いについて

（1）交通誘導員A（有資格者）

警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

（2）交通誘導員B

警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

4 特記仕様書の記載例について

（交通誘導員の配置等）

第 条 工事の施工にあたっては、別添図面（図面添付）のとおり、交通誘導員○名（うち有資格者○名）および保安要員○名を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工するものとする。なお、別添図面によりがたい場合は監督員と別途協議すること。

5 その他

請負人が不測の事態により有資格者の確保ができない場合は、所管する警察署及び監督員と協議し、対応を検討すること。

〈参考〉

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日 国家公安委員会規則第 20 号）

(特定の種別の警備業務の実施基準)

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

五 交通誘導警備業務 (道路又は交通の状況により、 都道府県公安委員会(以下「公 安委員会」という。)が道路に おける危険を防止するため必 要と認めるものに限る。)	交通誘導警備業務に 係る一級検定合格警 備員又は二級検定合 格警備員	交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一 人以上
---	---	---------------------------

茨城県公安委員会告示第 3 号（平成 19 年 2 月 22 日 茨城県公安委員会）

警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号) 第 2 条の表の 5 の項の上欄の規定により、茨城県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

路線	区間	路線	区間
1 一般国道 4 号	茨城県の全域	25 県道水戸神栖線	全域
2 一般国道 6 号	茨城県の全域	26 県道つくば古河線	全域
3 一般国道 50 号	茨城県の全域	27 県道潮来佐原線	茨城県の全域
4 一般国道 51 号	茨城県の全域	28 県道新宿新田総和線	全域
5 一般国道 118 号	茨城県の全域	29 県道長岡水戸線	全域
6 一般国道 124 号	茨城県の全域	30 県道荒川沖阿見線	全域
7 一般国道 125 号全域		31 県道取手谷中線	全域
8 一般国道 245 号全域		32 県道花室牛久線	全域
9 一般国道 294 号	茨城県の全域	33 県道須賀北埠頭線	全域
10 一般国道 349 号	茨城県の全域	34 県道奥野谷知手線	全域
11 一般国道 354 号	茨城県の全域	35 県道須田奥野谷線	全域
12 一般国道 355 号全域		36 県道野木古河線	茨城県の全域
13 一般国道 408 号	茨城県の全域	37 県道牛久停車場線	全域
14 県道つくば野田線	茨城県の全域	38 県道牛久赤塚線	全域
15 県道千葉竜ヶ崎線	茨城県の全域	39 県道平友部停車場線	全域
16 県道竜ヶ崎潮来線	全域	40 県道大甕停車場線	全域
17 県道石岡筑西線	全域	41 県道東野田古河線	茨城県の全域
18 県道結城下妻線	全域	42 県道十王停車場川尻線	全域
19 県道結城野田線	茨城県の全域	43 県道馬渡水戸線	全域
20 県道取手つくば線	全域	44 県道谷和原筑西線	全域
21 県道土浦稻敷線	全域	45 県道土浦境線	全域
22 県道那珂湊那珂線	全域	46 県道土浦つくば線	全域
23 県道成田小見川鹿島港線	茨城県の全域	47 県道土浦坂東線	全域
24 県道土浦竜ヶ崎線	全域	48 県道妻木赤塚線	全域
49 県道小泉戸線	水戸市東桜川 2 番 18 号先から水戸市東桜川 8 番 4 号先までの区間		
50 水戸市幹線市道 2 号線	水戸市城南 3 丁目 12 番 16 号先から水戸市千波町 697 番地先までの区間		
51 牛久市道 21 号線	牛久市神谷 1 丁目 5 番地 1 先から牛久市神谷 6 丁目 51 番地 3 先までの区間		